

令和 8 年度男女共同参画事業の概要について

1 男女共同参画広報・啓発事業

(1) 男女共同参画職員研修の開催

職員一人ひとりが男女共同参画の基本的な考え方を理解するとともに、第 3 次霧島市男女共同参画計画に掲載された具体的施策の所管課職員を対象として、職員研修を開催した。

開催場所	日 時	対 象 者	講 師
国分公民館 大会議室	5 月 26 日（火）	霧島市職員（36 名）	オフィスピュア 代表 たもつ ゆかり

(2) エンパワメントセミナーの開催

子育てや介護など様々な理由で退職された方が「自分の生き方・働き方」を主体的に選択できるよう、男女共同参画の基本的な考え方を理解するとともに、今後のキャリア形成の一助とすることを目的として「エンパワメントセミナー」を開催する。

【講師】（調整中）

【日時】未定（12 月～2 月）

(3) 男女共同参画に関する出前講座の実施

担当課職員が出前講座を行うことにより、市民等の市政に対する理解を深めるとともに、男女共同参画の意識啓発を行う。

講 座 名	内 容	対象/開催時期
男女共同参画入門講座	仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現できる男女共同社会の基礎的な内容	市民等で構成する 10 名以上のグループ・団体
ストップ！セクハラ講座	セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかは基本的には言動の受けての感じ方である。加害者にならないための基礎的な心構えなどを学ぶ	午前 9 時から午後 9 時までの 2 時間以内 （12 月 28 日～1 月 3 日を除く）

《 7 年度の実施状況 》

ストップ！セクハラ講座 1 件、男女共同参画入門講座 1 件

8 年度は現在実施なし（8/21 に男女共同参画入門講座の予約あり）

(4) 男女共同参画地区別セミナー

地域における男女共同参画の必要性を啓発（地区自治公民館単位で実施）

家庭や地域における身近な題材をテーマに作成した男女共同参画カルタを使って、ともに学びあうことから気づきを得ていただき、一人ひとりが自分らしく、豊かに暮らすことを目的に開催する。

【講師】はやと草の根会

（平成 14 年 5 月に、旧隼人町で開催された男女共同参画草の根講師養成講座の修了生 12 名で結成。性別や年齢にかかわらず、あらゆる人が暮らしやすい世の中をつくるために、自らのエンパワメントを図りながら、実践活動に基づく男女共同参画の語り部として、草の根活動を展開。）

7 年度末までの実績 89 地区自治公民館 実施済み 60 ヶ所 実施率 67.4%

※ 8 年度は現在依頼中であるが、申込がない状況。

(5) 子どもの男女共同参画教室

男女共同参画の推進には、教育及び学習の果たす役割は重要であることから、放課後児童クラブを対象に、子どもの時から男女共同参画の基本的な考え方について判りやすく学ぶ教室を開催する。

【講師】県男女共同参画地域推進員（現在 7 名）

県知事が委嘱し、各地域において男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るため、各地域の実情を踏まえて地域の中で男女共同参画の推進活動を行っている。



実施施設	日時	参加者	内容
中津川小学校	6 月 4 日（木） 10：40～11：25	22 名	男女共同参画の視点が盛り込まれている大型紙芝居や絵本、男女共同参画カルタなどを用いて、児童に男女の平等や相互の理解・協力について考える機会を与える。
横川放課後児童クラブ	7 月 22 日（水） 10：30～11：30	約 20 名 （予定）	
向花小児童クラブ	7 月 30 日（木） 10：00～11：00	約 30 名 （予定）	
パレットカラー（パステル）	8 月 19 日（水） 14：00～15：00	約 30 名 （予定）	

（６）『男女共同参画週間』を中心とした広報・啓発



男女共同参画週間

男女が、お互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の理解を深めるために設けている。

（国指定週間：６月２３日～２９日 鹿児島県指定週間：７月２５日～３１日）

【期 間】令和８年７月２４日（金）～７月３１日（金）

- 【内 容】・市民課前のマイナンバーブースにてパネル、パンフレット等の展示
・メディアセンターの大型モニターにて、男女共同参画に関するＤＶＤを午前・午後１回ずつ上映
・霧島市立図書館（室）において男女共同参画に関する絵本などを集めた特集コーナーを設置
・ＦＭきりしまでの広報

国際女性デー（３月８日）

【期間】３月８日を含む前後２週間程度

【内容】パネル、パンフレットの展示

（７）『生理の貧困』対策事業

令和６年９月より、様々な事情で生理用品の入手に困っている方を対象に配布。

（保管期限の到来する防災備蓄用用品を活用）



【配布箇所】本庁市民課・隼人市民福祉課・各総合支所市民生活課・国分図書館（夜間・土日）

【受取方法】市役所内のトイレやカウンターに設置された引換カードを窓口で提示する
もしくは口頭で申し出る。

【令和7年度実績】49 パック配布（相談等つながったケースは現時点で0件）

（国分市民課 20、国分図書館 8、隼人市民福祉課 9、溝辺市民生活課 2、
横川市民生活課 8、霧島市民生活課 2）

【令和8年度の準備個数】 80 パック （7/8 現在）

2 男女共同参画計画進行管理事業

（1）第3次霧島市男女共同参画計画の進行管理

6月 令和7年度中の各課の取組みについて、担当課による実績報告
・自己評価（進行管理票作成）

11月 審議会にて年次報告書の提示（意見） ⇒ 公表

（2）男女共同参画審議会の開催（令和8年8月・11月開催予定）

（3）霧島市男女共同参画に関する市民意識調査の実施

市民の男女共同参画に関する意識の状況や経年変化を調査し、「第3次霧島市男女共同参画計画」の改訂に備えた基礎資料とする。

【対 象】霧島市在住の男女2,000名（無作為抽出）

【時 期】8月実施

（4）企業実態調査

市内事業所における男女共同参画の推進状況等を調査し、「第3次霧島市男女共同参画計画」の改訂に備えた基礎資料とする。（前回は令和6年度実施）

【対象事業所】霧島市内の事業所の中から一定以上（概ね10名以上）の従業員を有すると考えられる事業所（100事業所）

【時 期】10月実施予定

※令和5年度 第2回霧島市男女共同参画審議会において、令和6年度と計画改訂前の年度となる令和8年度に実施することを決定している。

3 暴力の根絶推進事業

令和3年度に市民課からこども・くらし相談センターに移管された事業のうち広報・啓発に係る部分を、令和7年度から市民課で所管することとなった。

(1) スキルアップ講座

相談業務等において相談者の理解を深め、よりよい対応を学ぶ。

【講師】(調整中) 【日時】未定(12月～2月) ※相談員、職員を対象

(2) DV防止講座

加害者の支配下に置かれ、暴力に対する不安と恐怖、絶望感を抱えながら生活しているDV被害者が安心して相談できる体制強化が重要である。相談員のスキルアップを図り、相談体制を更に強化することを目的として開催する。

開催日：令和8年8月18日(火)

講師：臨床心理士 佐々木 浩介さん

受講対象者：民生委員・児童委員、人権擁護委員、県男女共同参画推進員、
小中学校教職員、学童指導員、幼稚園教諭、保育士

(3) 女性に対する暴力をなくす運動(パープルリボン)

「女性に対する暴力をなくす運動」

内閣府では女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、毎年11月12日～25日の2週間を女性に対する暴力をなくす運動期間としている。本市では下記の期間中取組みを行う。

【期 間】令和8年11月12日(木)～11月25日(水)

【内 容】・市民課前のマイナンバーブースにてパネル展示

- ・啓発リーフレット、パープルリボンバッジの設置、FMきりしまでの広報
- ・メディアセンターの大型モニターにて、DVに関するDVDを午前・午後1回ずつ上映